
第4回東京都北区子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会議事要旨

[日 時]

平成 26 年 7 月 25 日（金） 18：30～20：30

[会 場]

北とぴあ 9 階 902 会議室

[出席者]

神長部会長、小俣委員、佐田委員、星委員、堀江委員、高草木委員、高橋代理委員、小林委員、坂内委員、大塚委員、竹内委員、田淵委員

[次 第]

1. 開会

2. 議事

（1）教育・保育の「量の見込み」「確保方策」について

（2）区立幼稚園の今後の方向性について

（3）その他

3. 閉会

[配布資料]

資料 1	教育・保育施設の「量の見込み」「確保方策」
資料 2	認定こども園視察報告
資料 3	今後の会議開催スケジュール
参考資料	委員提出資料

1 開会

【事務局】定刻になりましたので、始めさせていただきます。

【部会長】皆さんお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。第4回の北区子ども・子育て会議の就学前教育・保育部会となります。この何日間かの中で、認定こども園の教育要領の説明会が東京、大阪などでありました。地域によって、課題もあり、新しい制度の中で、色々なことがあると感じました。就学前教育・保育は量の確保はもちろんですが、質の確保も大事なようであると思いますので、それぞれの地域の創意工夫が生まれてくればよいと思っています。今日、いろいろな情報を提供してくださるとのことですので、皆さんのご意見をいただければと思います。それでは事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】資料の確認を致します。(配布資料の確認)よろしいでしょうか。

【部会長】それでは、本日の委員の出欠についてをお願いします。

【事務局】本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、小針委員がご欠席となっております、かわりに高橋委員にご出席いただいております。よろしくお願いいいたします。

2 議事

(1) 教育・保育の「量の見込み」「確保方策」について

【部会長】それでは1番の「教育・保育の「量の見込み」「確保方策」について」について、事務局からの説明をお願いします。その後、意見等をお願いします。

【事務局】資料の1番「(仮称)北区次世代育成支援計画(案)(抜粋)」をご覧ください。1ページをご覧ください。「幼児期の教育・保育」の量の見込みです。本日は、ワークシートではなく、計画書に落とし込んだ形で示しています。

(1) 保育園(所)・認定こども園・地域型保育についてです。ここでは、3区域で量の見込みを確保していくこととしていますので、赤羽地区、王子地区、滝野川地区で記載をしています。修正のある部分を中心に説明を致します。

表の、①量の見込みです。前提として、人口推計をどうしていくかという話がありました。前回の会議でも申し上げましたが、まだ区役所内の調整をしていますので、確定したものではありません。今回お示しの見込み値は、前回と同じ人口推計に基づくものです。人口推計の考え方ですが、平成22年から26年の住民基本台帳を基に北区の直近の人口推移や変化率、合計特殊出生率から算出をしています。推計は直近5年間の動きを反映させていますが、国の「29年度がピークである」という見解も配慮して、0歳児の人口については、ずっと増え続けるものではないと想定し、30年度以降の0歳児人口は29年度の数値を横引きさせています。この人口推計を基に算出したものが量の見込み値となります。推計方法については、今回の計画オリジナルのものとなっておりまして、庁内の調整をいたしましたので、この人口推計値で確定をしていきたいと考えています。

今回の見込み値は、前回から補正をかけさせていただきました。前回までは昨年度行いました、ニーズ調査結果から算出をしましたが、今回はニーズ調査の結果に、保育園の実際の利用申請率を加味して、見込み値を算出しました。それにより若干ではありますが、前回と比べて見込み値が下がっています。以上が量の見込みの説明です。

②確保の内容ですが、保育園・認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等ということで、3つに分けて記述しています。実際に保育園の整備が計画されているものも含んでおります。北区

としては 31 年度までの 5 年間で何とか待機児童ゼロを目指しまして、そのための方策について想定して、数値を入れています。実際に整備計画されているものと、それだけでは足りない部分については、もう少し整備をしなければいけないところを落とし込んでいます。このような考え方のもと、赤羽、王子、滝野川地区の 3 地区を見ていただきますと、赤羽と王子地区については、27 年度から不足がなく確保できる見込みとなっています。ただ、滝野川地区については 31 年度で不足がなくなることとなりますが、5 年間をかけて確保の量を徐々に増やして、待機児童ゼロを目指していきたいと考えております。「確保の内容」ということで施設の定員数を書いています、2 ページの下に保育園・認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等に該当する施設を挙げていますので、こちらはご覧いただければと思います。

次に 3 ページで幼稚園・認定こども園についてです。こちらについては、量の見込み、確保の内容については前回と変更はありません。過不足の欄を見ていただくと、人数が余ってしまうように見えてしましますが、量の見込みが北区民のみに限定をしているということに対して、確保の量は定員数を入れていますので、実際には各幼稚園に他区の子どもが通園しているという状況にありますので、これほど余りが出ているということではないことをご理解いただければと思います。なお、就学前の児童数は、大規模マンション等の建設などにより、変動することが考えられますので、人口の動きはこれからも注視していく必要があると考えています。5 年間の計画を立てていくこととなっていますので、27 年度から 31 年度までの確保の方策を出していますが、実際の状態と乖離が生じる場合もあります。その場合は、中間年で見直しをしていく必要があると思います。説明は終わります。

【部会長】 ただいまの説明について、質問や意見をお願いします。

【委員】 3 ページの今後の方向性の 3 つ目の○ですが、「保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園の設置は、条件さえ整えば拡大していくものと想定されます」と、ありますが、この根拠を教えてください。

【事務局】 ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。根拠は現在、就学前教育・保育については、国が進めているところです。また、就園前の、家庭で子どもを育てている方の就学前教育へのニーズが高くなっていると考えております。それらの国の考えや方向性、状況等を勘案した時に、従前の幼稚園の需要以外のものが出てくるのではということです。明確な根拠としては、お答えすることができないのですが、今後の方向性として柔軟に考えていなければならぬと考えております。

【委員】 そうしますと、政策誘導的意味がある記載になるという認識ですか。

【事務局】 とらえ方としては、そういった趣旨も踏まえています。

【委員】 「条件さえ整えば」という、「条件」はどのような事を想定していますか。

【事務局】 ここで言っている「条件」ですが、働いている、働いていないなどにかかわらず、すべての方が入ることができるのが、認定こども園の大きな特徴となっていますので、そのようなところで、国の方も整えており、従前の認定こども園ですとなかなかいろいろな面で、施設を運営していく中でも、例えば所管が文科省と厚労省で違っていたりという、そういった障害やハードルを改善して、先般、認定こども園法の改正も行われておりますので、このような中で、入りやすくなっていくと思います。

【委員】 前回認定こども園法ができて、国のもくろむ認定こども園の数に対して、認定こども園へ幼稚

園が移行していかない事実が結果としてあります。それから、新聞報道では認定こども園への認定返上が出てきているという中で、このような形で進めていきたいというように計画に記載するのは、わたくしは違和感を覚えます。確かに幼稚園の保護者は、就労していないというとらえ方があるようですが、ニーズ調査等の結果を見ても、パートタイマーとして働いているたくさんのお母さんが幼稚園の預かり保育を利用して、幼稚園を利用しているという事実があります。私立幼稚園も預かり保育の充実については努力を進めてきていますので、基本的な考えとしては、幼稚園で間に合うのではないかとこの部分があります。このように計画に記載されますと、認定こども園にならずに、幼稚園のままでいくことはいいのかという誤解も招きかねないので、この2行については削除をお願いしたいと思います。

【事務局】まさに今回は、国では、認定こども園を進めていこうということですが、認定こども園に移行するインセンティブもあろうかと思えます。本来の新制度の考え方としては、ある面ではそれが望ましいであろうというところから始まりましたが、子どもは条件さえ整えばということで、国の制度に乗った望ましいものではないかと考えています。その意味で掲載をしていますが、皆さんの意見を聞きたいと思えます。

【委員】施設型給付を受ける施設の枠組みの中で、私立幼稚園だけがはみ出した状態で書かれています。並列的に幼稚園、施設型給付を受ける幼稚園、幼保連携の認定こども園、保育所がその中に入っていますが、専門でない一般の方に、この制度が分かりづらいということがあります。誤解を受けかねないような表記はすべきでないと思えます。削除が厳しいとのことであれば、少し緩和をする必要があります。政策誘導は大事ですが、配慮していただきたいと思えます。

【委員】夏休みに入って、幼稚園に通っている子どもが保育園の一時保育を利用される方が、多くはいませんが、ぼつぼつ出ているのは実情です。土曜日に預かってもらえないか、幼稚園の子どもの教育を受けさせたいが、仕事をしており迎えに間に合わないので保育園の一時保育を利用したいという人も実際問題あります。その時に認定こども園制度は、教育を受けられる、希望される人は長い時間預けられることもできるので、選択肢は保護者の方にあります。幼稚園で認定こども園になる所も少ないと思えますし、保育園でも認定こども園になろうという考えを持っているところは多くないと思えます。制度的な選択肢はあってもいいと思えます。幼稚園の子どもが、週に1、2回きても、子どもがなじまず、孤立状態になってしまいます。声をかけますが、子どもがいつも通っている幼稚園と環境は違いますので、かわいそうに思えます。二重保育状態になってしまっています。そのようなことが解消できれば、利用される子どもも増えるのではと思えます。

【部会長】ありがとうございます

【委員】ここ数年、保育課、子育て支援課が、保育所の環境の整備を行っていただき、本当に素晴らしい成果だと思っていますが、増やせば増やすほど、待機児童が出てくる。本当にたくさんの人員だと思えます。しかし、利用していきたいと考えている人がずっと右肩上がりに増えていくわけではないと思えます。受給調整をどのような方法で、どのタイミングで行っていくのか、保育園は施設型給付になってくると、お子さん一人で、運営費がどのくらいというものがかかってきて、私ども、園長は保育園の受け入れや運営に直接かかわってくるので、できれば定員いっぱいの運営をしたいのが本音なのですが、そこで需給調整と対策をどのように考えているのでしょうか。

【部会長】事務局お願いします。

【事務局】需給調整ですが、国の考え方としまして、ニーズに対して、供給が追いついていない場合に

関して、申請があった場合に、基準に合うような場合は認可をしていくという考え方を示していますが、やはり実際には、数字上だけではなく、保育園の状況を見ながら、実際に認可をしていくということを考えています。実際と大きく乖離してしまうと、需給調整がしづらくなってしまいますので、計画上の数値と実質の数値の差が大きくなってきてしまったら、状況を見ながら、計画自体の修正も必要だと考えています。

【委員】需給調整を行う場合に、1年以上の調査期間を置いて、どの様な手段、方法でやるのかを聞きたいと思いました。欠員対策については私たちの問題で、この場ではそぐわないと思いますので、結構です。

【部会長】確保の内容で、「施設定員数」と書いてありますが、いわゆる保育園・認定こども園で認可保育所、認定こども園（保育利用分）、地域型保育事業で小規模保育所0～2歳の保育児童だと思われていますが、このようなものも対象にしなが、待機児童を解消していくということによろしいでしょうか。

【事務局】地域型保育事業として、小規模保育所は現在も存在しており、それを入れ込んでいます。事業所内保育所については、決まっているわけではないのですが、入れ込んで確保していこうと考えています。

【部会長】よろしいでしょうか。では、次の議案に進みます。

(2) 区立幼稚園の今後の方向性について

【部会長】それでは、議事の2番目の「区立幼稚園の今後の方向性について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料2について、説明します。今回の視察の目的ですが、公設公営の幼保連携型の認定こども園の運営に取り組んでいる自治体に対して、認定こども園の実態を見ることを目的としてさせていただきました。参加いただきました委員につきましてはありがとうございました。視察年月日は平成26年7月3日（木）に実施しました。

2の視察先ですが、目黒区立げっこうはらこども園と台東区立石浜橋場こども園です。

3の参加者ですが、ご覧のとおりですが、会議の委員が12名、事務局が14名の参加でした。

4の視察先概要ですが、はじめに目黒区立げっこうはらこども園です。昭和46年にげっこうはら幼稚園として開設し、平成26年4月から3から5歳以上を対象とした幼稚園型の認定こども園として開設され、目黒区では2つ目の認定こども園となっています。職員体制ですが、常勤11名、非常勤6名、臨時職員等6名の23名の職員体制となっています。園の定数は3歳児の短時間16名、中時間2名、長時間3名となっており、4歳児以降はご覧のとおりとなっています。合計で短時間が64名、中時間が14名、長時間が13名となっております。

次に、台東区立石浜橋場こども園ですが、こちらは1歳から5歳の幼児を対象とした、幼保連携型の認定こども園です。区立石浜幼稚園と、区立橋場保育園から構成されており、平成14、15年のモデル園事業と、16年から19年の幼保一体化園としての運営を経まして、平成20年4月に台東区初の認定こども園として、開設しました。今年で7年目を迎えています。職員体制ですが、常勤19名、非常勤9名、臨時職員等17名で45名となっています。園の定数ですが、1歳2歳は短時間はなく、1歳の長時間で13名、2歳で15名となっており、3歳で短時間が13名、長時間が15名と、合計で短時間が49名、長時間が73名となっています。

2ページをご覧ください。5の施設配置図です。げっこうはら幼稚園の施設配置図になります。「地域に開かれたこども園」を教育活動に掲げ、同一敷地内の月光原小学校との交流、近隣幼稚園・中学校、その他との交流活動を進めています。げっこうはらこども園は、南園舎と北園舎（小学校校舎内）及び新たに増築した給食室で構成されています。中央に校庭がありまして、北側に小学校の校舎があり、その校舎の1階東側が北園舎となっています。長時間、中時間の園児が、9時から14時のコアタイム以外で使用している配置となっています。北園舎の東側に、認定こども園の給食室があります。新たに増築されています。屋外を利用して、南園舎に運ぶということで、雨の日は大変であるとのことでした。校庭の南の西側に南園舎がありますが、保育を要する子ども、要しない子ども3、4、5歳児と一緒に過ごす部屋が配置されています。南園舎はげっこうはら幼稚園として使用されておりました。このげっこうはらこども園は小学校の敷地内にあるので、校庭や体育館を使える時間もあります。子育て支援活動として入園前の未就園児を対象としたうさちゃんクラブを設けていました。

3ページをご覧ください。台東区立石浜橋場こども園となります。台東区に3園あるこども園のうち、唯一公設公営で運営されているこども園で、開設7年目となっています。幼保一体型の幼稚園となります。保育園1園と幼稚園1園で形成されています。施設は西園舎と東園舎及び園庭で構成され、1～2歳児は西園、3～5歳児は東園で過ごしています。西園舎の2・3階には母子生活支援施設と学童保育室、東園舎の3・4階には図書館が併設される複合施設となっていました。もともと、西園舎が保育園として、東園舎は幼稚園として使われていました。

4ページをご覧ください。参加しました委員からの主な意見、質問をまとめましたので、説明します。げっこうはらこども園では、「げっこうはらこども園の園長先生が、何よりも子どもにとって一番良い環境になるように、公立幼稚園の良さを維持したまま移行できるよう頑張った、と熱くお話しされていたのが印象的でした」。また、「げっこうはらこども園は、幼稚園からの移行という事で組織としてすっきりしている印象でした」。また、「給食室が離れていることや幼稚園教育時間帯以外の保育となっている時間帯の移動は設備上仕方ないのでしょうか。できれば施設内に作りたところだ」。長期休業中の保育内容、途中入園など幼稚園とは違う部分で工夫があると思います」という感想です。「園長先生のお話にもあったように、げっこうはらこども園では幼稚園型ということもあり、幼稚園とさほど変わらない方法で進められているように感じました」。「施設面でも幼稚園園舎として使用していたところを幼児教育中心の施設とし、それ以外の保育の部分は小学校の校舎内の教室を使用するなど、既存の施設を活用し長時間保育の子どもたちにとっても生活の切り替えができるのではないかと思います」。「3歳児からということ、預かり保育の人数が少ないことを考えると集団も小さく子どもたちにとっても負担が少なく、ゆったりと生活できるような印象でした」ということでした。

次に、石浜橋場こども園についてです。「石浜橋場こども園は、人的配置、保育の流れともに今の制度の中で出来ることを工夫されているようですが、子どもたちの行き来、職員の連携の面から日々苦労があるだろうと推察します。職員の所属についてもそのままという事に驚きましたが、現在の制度中での制約によることなのでしょう」。

次のページをご覧ください。「幼保連携型は幼稚園型、保育園型よりも時間をかけて検討が必要であることを実感します。これまでの試行の上に今日の形があるのだと思いました」。また、「幼保連携型の石浜橋場こども園でのお話を聞き、幼稚園、保育園と一緒に一つのこども園を作っていく

ためにはそれなりの時間がかかると思われた」。また、「乳児から進級してくる園児もいるため預かり保育の人数も多くなる。子どもたちの人数を考えると幼児教育の時間に使用する場と預かり保育の時間に使用する場の工夫が難しいと感じた」という意見です。また、「長時間保育の子どもたちにもゆったりと充実した生活が送れる場は必要である。」というものでした

次に、共通する意見として、「げっこうはらこども園（幼稚園型）石浜橋場こども園（幼保連携型）ともにとても工夫されており、かなり討議をし、検討を重ねて今に至っている様子がかがえた」。また、「幼稚園教諭、保育士と持っている資格により仕事内容が限られているが、新制度に移行すると保育教諭となることで現場の仕事が進めやすくなっていくのではと思われる」。「先生のシフト組みなど、実際に見てみなければ分からないことが視察で知ることができ、とても有意義な視察でした」。また、「施設運営所管と職員人事所管が分かれ、募集も一本化できないとの話を聞くと区立幼稚園はまだしも私立幼稚園はその煩雑さにしり込みするのではないのでしょうか」。「げっこうはらこども園は隣接している小学校の校舎に調理場と保育園部分を増設、石浜橋場こども園は隣り合っていた保育園と幼稚園を合体させるなど、幼稚園教育のコアな部分を大事にして、様々な点で工夫されていることが分かった」。

次のページをご覧ください。「北区でもこのような例を可能な範囲で取り入れられると良いと思う。ただ、私立は国の規定に従い、保育園の園庭は狭く、幼稚園には調理場がない。それらを増設する場所の余裕はあるのか？規定を緩めるなどしないと、移行は難しいのではないか」。「施設の状況にもよるが、子どもたちにとっても、給食の配膳を考えてもできるだけ移動が少ないほうがよいと感じた。同じ建物で調理室も確保できるとよいと思う」。「給食に関しては保育園部分で多く作って搬入か、外部委託すれば給食室を増設できない幼稚園でも移行可能かと思います」。「実際移行するとすると、北区の公立幼稚園の場合、小学校併設・隣接型のたきさん幼稚園、うめのき幼稚園、ふくろ幼稚園この3園は幼稚園型のげっこうはらこども園が参考になると思う。ほりふな幼稚園は小学校より中学校が近く、すぐ目の前にあるので、中学との連携も面白いと思います。さくらだ幼稚園とじゅうじょうなかはら幼稚園は、もし移行するとしたら幼保型で、1 km 以内なら近隣の保育園と連携できるので、それぞれ、桜田保育園、上十条保育園と繋がることも可能だと思います」。「保育園は園庭の広さが問題で移行が難しいかと思いますが、公立・私立幼稚園に関しては段階的に移行が可能だと思います」。「視察していて、公立幼稚園を見たことがないという声が多かったように感じました。私も保育園についてよく知らないので、幼稚園と保育園それぞれ見る機会があれば良かったかなとも思いました」という意見をいただきました。

最後に、質問をいただいております。「区では、赤羽こども園が平成24年から認定こども園に移行していると聞きますが、そこはどのような状況なのでしょう？」という質問です。各学年、10名ずつの合計30名の定員となっています。こども園の時間帯は、3～5歳児の一つのクラスで、異年齢混合保育で、保育園はカリキュラムに沿った年齢別の保育となっています。現在、こども園が3年目ということで、徐々に在籍児は増えています。

2つめの質問で、「先日のニュースでは、「文部科学省は、5歳児が利用する幼稚園や保育所などの最終学年を義務教育とする方向で最終調整に入った」とのこと。保育園で教育を行うことが義務化されるとすると、どのような対応が必要になるのでしょうか？」ということですが、この件について6月3日から4日に大きく報じられたものです。文科省は、「5歳児から義務教育」といっていますが、現行の幼稚園や保育所、認定こども園を維持したまま、5歳児のみを無償に義務化して

いくことが伝えられています。小1プロブレムが課題となっており、文科省は5歳児から義務化をすることで、施設によってばらばらだった教育を一定に向上させていきたいという考え方のようでございます。雑駁ですが、以上で説明を終わります。

【部会長】ありがとうございました。只今の説明についてご質問等ありましたら、行かれた方の感想も含めてお願いします。

【委員】初めて幼稚園の施設を見させていただいて、目黒区は幼稚園型の認定こども園ということで、幼稚園型はもともと区立幼稚園を利用されていた方が主に引き続き利用されており、非常にスムーズな運営、流れだと思います。私どもは保育園ですので、区立の幼稚園が認定こども園をやる場合、0、1、2歳の子どもを、特に0歳児を預かる施設ややり方などが高いハードルになるのではないかと懸念をしていました。しかし、区立幼稚園が幼稚園型に移行するというやり方であれば、1号認定ないしは2号認定ということになると思いますが、仕事の都合で長く保育が必要で、午後の時間帯にも預かってもらえる形になれば、お母さんたちにとってはとても便利でいいのではと思いました。もう一つは、2つの隣接する保育園と幼稚園が一緒になって、その組織がそのまま残っている感じで、私どもの感覚からすると、時間帯において、子どもを移動させるというのはどうかと感じました。1階にいた子どもが午後には2階で生活しようというのは分かりますが、園舎が違うとなると、個人的な考えでは解せないと思いました。ただし、区立幼稚園がこういう形で残っていくという方向では有効だと思います。

【部会長】ありがとうございました。

【委員】疑問に思ったので質問なのですが、給食の基準が新たに出てきますが、幼稚園や保育園と違ったところが出てくるのであれば教えていただきたいのですが。設備や施設を改造しなければいけないのか。この前話をさせていただいたときは、小学校とは基準が違うので、小学校のものは使えないという事でしたが、保育園、幼稚園ではどのように違うのかを教えてください。

【事務局】給食設備についてですが、認定こども園は給食の提供が必要になります。小学校の給食とは、まったく別のものとなるので、低年齢の保育園で提供しているような給食を想像していただければいいですが、認定こども園では短時間の子どもも含めて提供が必要となります。ただ、新たに設備を作るのかどうかまでは求められていない、外から給食を、外部の力を借りて提供することも可能と聞いております。

【部会長】0～2歳もですか。3歳以上は外部搬入もいいと聞いていますが。

【事務局】幼児については外部搬入も可能ですが、0～2歳については自園給食となります。ただ、保育園には設備はありますが、今の状態では幼稚園の分の給食をつくる余裕がありません。1号認定については、必ず出す必要があるかという、2号認定の方だけに給食を出せばいいとなっていますが、同じ生活をしている中で、要望がありながら、片方には出さないということは難しいので、他区で今やっている園では、希望があれば給食を提供しているということですので、外部搬入しない場合は給食室が必要になるのが現状だと思います。

【部会長】いかがでしょうか。私の方から伺ってもよろしいですか。年度当初から比べれば、安定して生活していると思いますが、認定こども園で課題になるのは、0、1、2歳の子どもが3歳になって、また外から3歳児の子どもが入ってきて、両方大変になったと聞きます。いわゆる集団経験、集団生活の違う子どもが会う場をつくるということの話題は出ていましたでしょうか。先生方が、研修を一緒にしているとかの話はありましたか。

【事務局】先生方が、連携をして進めなければいけないので、研修をしっかりとやっているということは聞きました。子どもが新たに、短期間の子どもが長期間のところに入っていくときに、確かにあの最初の時期は大変という話は聞きましたが、一緒に生活をしていく中で解消されていくという話でした。

【部会長】何か質問はありますか。引き続き、次には部会の続きになると思いますが、今後の方向性について、ご意見をいただくという時間をとっていますので、そのご意見も含めて、お願いします。

【委員】給食の件についてですが、前回の部会でもお願いをした通り、給食でも、ただおなかを満たすだけではなく、質の良い給食も提供していただきたいと思います。調理室を準備して提供することが難しく、外部に委託する場合であっても、施設で調理するものと、外部からのものは、かなり変わってくると思います。前回もお話させていただいたと思いますが、外部に委託しているところに対しては、いくつか親の声が出ているので、外部についてそれだけを問題視しているわけではないですが、子どもに対して、健康であるとか、子どものためを考えて必要な大事な栄養が取れている給食となっているかどうかをチェックしていただきたいと思います。

【委員】区立幼稚園の今後の方向性ということも含めて、私もこの間、文科省が5歳児の義務教育化ということを打ち出したニュースを見まして、これまでも5歳児の義務教育化の話は出てきていたと思いますが、区立幼稚園が5歳児の義務教育を行って、保育園もやるようになった時に、義務教育であるのであれば、スタンダードという言葉は語弊があるかもしれませんが、公的な部分で基本ラインを示していただきたいと思います。小中ともに義務教育は圧倒的に公的な機関でやっているところが多いので、区によっては区立幼稚園を全廃しているところもあるようですが、5歳児の義務教育の部分はどうするかとなった時に、やはり時間も手間も大変かかるし、いろいろな条件があるとは思いますが、既存の区立の幼稚園を残して、そちらの方を担っていく。基本ラインというか、スタンダードのものがあつたほうが今後いいと思います。この検討会もそうですし、前に出ていた保幼小連携の検討会もそうですが、地域で利用されている方は区立の幼稚園を残してほしい、通ってよかつたなどの意見を言われています。委員の皆さんに地域の公立幼稚園についての意見を伺えればよくわかるのかなと。我々運営側だと、コスト面や運営計画ばかりの考えになってしまう。子どもの成長発達を考えたときに、地元で幼稚園が有る無しだとか、利用料についてなどの意見も伺えればと思っています。

【部会長】ありがとうございます。スタンダードという話がありましたが、乳幼児期の教育・保育は、「見えない教育」といいますか、学校教育でいえば3歳以上ですが、評価が非常に難しいんですね。そういう意味では、総合的な指導がこのような形で行われてそれが一つの成果なんですよ、とスタンダードの形を見せることはとても大事です。例えば、就学年齢が下りてきたときにいろいろな形で評価が問われたときの基準になるというのは、確かにスタンダードという意味につながっていくと思います。いわゆる、「ここまでできたら終了時です」というように見える形では示せない訳で、こういう教育・保育を考えていくと最終的にこのような方向に向かっていきます、というこれまでやっていた幼稚園や保育園の終了までの姿を残して、就学前の義務教育化ではその形を残しながら5歳児終了の姿を見せていくのには、一つのモデルがないと伝わっていかないのではと思います。委員が言っているスタンダードはそのような意味なのかなと思いつながら聞いていました。

【事務局】意見、ありがとうございます。教育委員会についても、教育・保育につきまして、今まで力を入れて取り組んできました。ノウハウは継承していかなければならないですし、今後の義務教育

化を考えても、教育委員会としてしっかりとした形で、一定のもの、確固たるものをもっていかなければいけないと考えています。

【委員】 今後のスケジュール、それからいろいろな経緯等も合わせまして、北区私立幼稚園協会としての要望等をお話してもよろしいでしょうか。

まず、公費の配分の考え方として、公立幼稚園に通う子どもと、幼稚園に通う子どもならびに家庭にいる子どもが平等に扱われる権利を有します。先に配布された資料からも分かるとおりの、公立園の運営費は今回国が示した公定価格をはるかに上回っています。今日まで当たり前のように行われてきた公私間格差の解消を、今回の新制度施行に合わせて実施して頂けるよう強く要望します。

また、前回配布された資料から、北区における公立園児一人にかかる経費がお分かりになると思いますが、その経費と比較した場合、現在の保育料が適切であるとは考えられません。公立園の設置された経緯を無視して、就学前教育のノウハウや成果を継続させるということであれば、まず適切な保育料の設定と公立園に通う子ども以外への公費配分の充実を図り、公立園と私立園が競争原理の下で存在するべきだと考えます。

また、公立園を認定こども園へ移行する事に関して、子どもが長時間施設に縛られる事が、子どもの本当の幸せにつながるのかという論点をもって語られる必要を感じます。現在、私立幼稚園でも預かり保育の充実に努め、長期休業中の預かり保育も積極的に取り組んでまいりました。こうした経緯を受け止めて頂き、公立幼稚園も認定こども園へ移行する前に、預かり保育の実施などについても検討する必要があると考えます。北区が本当に就学前教育の充実発展を考えるのであれば、以上の観点を持って取り組む事が重要であり、同時に子ども・子育て3法の付帯決議でもある「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費の充実にも努めるものとする」という観点からも、保護者と私立幼稚園への振興策の充実を求めます。以上、よろしくお願ひします。

【委員】 今の委員がおっしゃりました保育料の見直しについて、今日、一覧にして持ってきたものなのですが、去年の数値なので変わっているかもしれませんが、これを見ると北区は住みやすい区だと思います。この金額が変わるかどうかはさておき、前回出していた経費は、今いる子どもの園児数から算出しているもので、例えばこども園に移行して人数が増えた場合は、かなり数値が大きく変わってくると思いますので、一概に一人いくらかかったのかどうかというのは、少し早急な見方ではないかと思ひます。

それから、長時間、預かり保育に対してですが、働かざるを得ない家庭もありますし、しかし幼稚園教育を受けたいと願う親も多いと思ひます。また、保育園には入れないけれど、社会に出る一歩としてちょっと働き始めたという保護者も増えていきますので、ちょっとのパートでは保育園にはいけないけれども、幼稚園に子どもを預けて、社会に出る一歩をとということで、幼稚園に通っている親を多く見ましたので、そういう状況を見ると、多様な保育・教育が、保護者にとっても、子どもにとっても大事です。もちろん、預けっぱなしにすることはよくないことですので、そのあたりを保育教育の質を大切にしつつ、どちらにも保護者だけに便利なのではなく、子どもに対してもよりよい保育になるためには、どのような形になろうとも、一番守っていただきたいと思ひます。

【部会長】 ありがとうございます。

【委員】 幼児を持つ保護者からも意見ということで、こども園にもし通わせたら、疑問に感じる場合があります。それは、こども園になったときに、働いているお母さんと主婦がいますが、その方々の

子どもに対する愛情は同じですが、幼稚園に関わってくる行事への参加率などの温度差、溝が生まれないかという疑問があります。幼稚園に通っているので、保護者が参加する行事は多いです。保育園に通っている保護者は、大きな行事、運動会など以外はほとんど保育園の先生が企画していただいていると聞きます。こども園になったときに、保護者同士が、どのように行事に参加するのか、もし来られない、参加できない場合にあった時、子どもたちはさみしい思いをしないのかどうか。保護者の視点から疑問、心配するところがあるのですが、平成 26 年度から開始しているこども園の行事の頻度、保護者からのお手伝いの頻度についてはどのような対策、問題点があるのか伺いたいです。

【事務局】 今、委員からお話がありましたが、今まで幼稚園に通わせていた保護者の方との参加率は確かに大きく違うという話です。その辺は当然含めて、保護者が、幼稚園の行事が把握できるように、保護者の方々にしっかり伝えていきます。大きなイベントについては、保育園に通っている保護者にも積極的に参加いただけるような活動は行っていると言っています。PTAがありますが、きちんとした組織としては難しいということをお話いただきました。同じ園に通っているということで、区としてもきちんと保護者をフォローしながら一緒に進んでいるということです。確かに参加率は一緒にはならないということでした。

【部会長】 内閣府の調査があります。認定こども園についての評価なのですが、そこに通っている保護者の評価が一番高いのです。いろいろな分析はありますが、今、一つ一つに対応していくという話がありましたが、例えば入園式をやるにしても、従来の幼稚園でも保育園でもないの、新しい形を作る上で関係ができてくる、積み重ねで、先生が一生懸命にやってくれているのでということで、時間はかかりますが、ご心配なさるようなことは起きてくると思いますが、対応していくほかはない。一緒に作ることを互いに、子どものために行っていかなければいけません。今の認定こども園法で一番悩んだことは、会計上、書類をそれぞれであげていかなければならないなどの煩雑でものすごく大変な事務作業ですので、そこを今回の認定こども園法でもう少し精査していこうことで動いています。ご心配はごもっともですが、対応をしていかないと、新しい施設ができないと思います。この間の説明会でも、認定こども園は幼稚園でもなく保育園でもない、未知の世界であると説明していました。

【事務局】 事務局の方から若干現在の、教育委員会としての考え方を参考にして示させていただきます。区立幼稚園の方向性について、意見をいただいておりますが、前回の部会の中でも説明しましたが、北区の第7次方針を踏まえまして、公立と私立問わずに資質の向上と研修の実施及び幼児期の発達の学びの連続性を確保するためには小学校との連携など、就学前教育の充実を図ってきました。将来的に幼児人口の減少が見込まれており、区立幼稚園の廃止縮減の対応は一定程度、やむを得ないと考えています。

区立幼稚園は私立幼稚園を補完するという位置づけで設置された経緯はありますが、これまで区は幼稚園教育を公教育、教育の基礎・基盤を築きまして、教育保育の充実を図ってきました。区立幼稚園の今後の方向性を考えていく中で、これまで培ってきた就学前教育・保育の成果をいかに、今後も継承をしていくかについて考慮していかないといけないと思います。区立幼稚園の廃止縮減については、数を減少させるだけでなく、従来幼稚園が担ってきた教育・保育の役割にプラスして、就園までの幼児を保育する家庭への支援を付加させたのが、これからの幼稚園にも求められていくととらえております。親の就業の有無や、就労の形態にとらわれず、地域の子育て家庭を支援する

機能を有する認定こども園について、区は積極的に取り組んでいきたいと考えています。前回の審議等も踏まえて、それを考慮したうえで事務局の方向性として紹介しました。

【部会長】ありがとうございます。それぞれの立場があると思います。

【委員】今、課長から、公教育の基礎をつくることを担ってという部分がありましたが、私立幼稚園も公教育の担い手であるということはまぎれもない事実ですので、この文言が独り歩きされないように注意をしていただきたいと思います。

【委員】今、課長から、公立幼稚園の認定こども園の方向性の話をうかがいましたが、会議の冒頭でも話したように、この時期になると、幼稚園に行っている子どもが、一時保育を利用される希望が多くなったりします。ですので、認定こども園に幼稚園的な預かり、要するに放課後対策を合わせて解決できるような方向も考えていただきたいと思います。どうしても、土曜日とか長期休暇の時に、そういうものが増えています。全員ではないので、パーセンテージでいえば大した数値ではないですが、お仕事をされている方もいますので、その対策も考えていただかないといけません。

もう一つは、子育て支援です。自分の仕事を持っていて、児童福祉という視点で物事を考えているのですが、親の仕事の都合や長時間みて欲しいという要望があれば、預かる前に、この話が始まったのは、何十年も前に、ベビーホテルの問題が出てきたときに公的な保育で対応しますと、当時の厚生労働大臣が答弁して、長時間保育や乳児の保育の方向性が作られていったのではないかと思います。お母さんの社会進出や仕事の重要性をかんがみて、その政策が進んできたが、その観点からすると、夏休みも預かってもらいたい、仕事で遅くまで預かってもらいたいということを要望としてとらえて、対応していただければよいのではと考えています。それともう一つは需給調整です。供給過剰になった時に、既存の私立園に経営的な配慮を考えていただきたい、需給調整も大切な問題だと考えておりますので併せてお願いします。

【部会長】ありがとうございます。いかがでしょうか

【事務局】先ほどの学校支援課長の発言を訂正させていただきたいところがあります。「教育委員会の考え」という言葉がありましたが、いま皆さんから意見をいただき審議をしていますので、教育委員会としては区立幼稚園の方向性について、現時点できちんとした答えを持っておりません。ですので、あくまでも本会議での意見を伺ったうえで、現在、我々が受け止めている内容として集約したものを示したもので、教育委員会の現時点での考えではないので、誤解のないようにしていただきたいと思います。教育委員会としては、今年度の答申を受けて、最終的なものを決めていく立場にありますので、誤解のないように受け止めていただければと思います。

【委員】今の次長の説明を伺って、先ほどの要望については前回までの話し合い等を鑑み、また、今後のスケジュールがタイトになっていることを踏まえて申し上げたつもりでしたが、そのあとのご発言で、「方向性」という形で伺いましたので、ちょっと遅かったのかなと考えていましたが、今の次長の説明ですと、しっかりと受け止めていただいて、答申していくということですので、先程申し上げた点については、しっかりと受け止めていただき、審議の中に入れていただけるよう改めてご要望をします。

【委員】視察に参加し、幼稚園型の認定こども園を始めて拝見をしましたが、やはり公立幼稚園を考えると、こういった形もあるなど、佐多委員からも話が出ていましたが、幼稚園に通っているが、保育園に一時的に入っていき子どもが各園いらっしゃるのが現実です。子どもを面接するときに、毎回違う保育園で預かってもらい、なかなか慣れなくてという親の声を聞いたり、お子さんも友達関

係ができる時に、いろいろなところに行くよりかは、できるだけ同じ友達や先生がいて、知っているところで保育を受けることが、子どもにとっての負担がないと思います。ただ、幼稚園を選ぶ保護者の方が多いと考えると、ある程度の枠があれば解消出来るのかなと幼稚園型を見学して思ったところでした。保育・教育の質について、話をしましたが、幼稚園だから、保育園だからではなく、幼稚園、保育園に携わる職員が研修等を重ねながら保育について考えていくのが大事で、社会情勢の変化で、認定こども園の方もいろいろなタイプがあり、どれがいいというのは分からないかもしれませんが、いつどうなっても準備ができていて、心掛けていかなければいけないと強く感じました。

【部会長】ありがとうございます。ご父兄の方といっても、いろいろな働き方もあるし、社会参加、子育ての考え方もあり、その中で認定こども園は一つの選択肢であると思います。フルタイムで働きたいという人が、保育所に入るような制度になっていくと、その中間の人たちから夏休みにも預けたいというニーズがあることは確かです。保護者のニーズからすると選択肢は増えるということだと思いますが、もう一つは先ほど行事の考え方を話していただきましたが、それぞれに子育てを通じて自分が優先したいことが異なっていると思うのですが、認定こども園は、出会える場になると思うので、小学校に行けばみんな一緒になります。小学校の小1プロブレムは子どもたちの問題だけではないと思います。そこで、保護者同士が出会うというよりは、ワンクッションおいて、保護者もいろいろな働き方、生き方、子育ての仕方があることで、小学校に行くことになると、幼稚園からきた親子、保育所から来た親子、認定こども園から来た親子という方たちが、1年生になると、そこでできる集団も少し変わってきたものになると思います。そういう意味では、認定こども園には大きな役割があるといわれています。子育て支援について発信できることや、地域の子育て支援を含めながら、今回の支援法の最初にも、「子育ての第一義的な責任は家庭にある」ということと「社会全体で育てる」ということを考えていくともなっていますので、選択肢が増えることも考えていくということは、公立幼稚園がどうこうという前に、社会がどのように受け止めるか、女性がどのような働き方として受け止めていくのかを考えていくことが大切だと思います。そこで選択肢が増えていくことだと思います。

【委員】やはり、地域の子育て支援がとても大事だと思っています。今、小学校の放課後ひろばで運営スタッフをやっており、小1ショックを目の当たりにして、びっくりしている日々です。子どもに問題があるのではなく、子どもの後ろにある家庭が問題です。子どもに無関心であったり、過干渉などの問題もあり、長時間預けて便利なので、放り込んでいますが、子どもがやっていることに無関心の親がいてびっくりしています。放課後ひろばが終わると習い事を毎日たらいまわしで、疲れており、七夕の短冊に「習い事が辞められますように」と書かれたものがありました。ショックを覚えました。幼稚園、保育園、小学校に子どもを丸投げにして、便利というのではなく、働いていても、いなくても子どもに何らかの形で関わられるように、親の教育を早いうちからやらないと、その方たちがモンスターペアレントになってしまうのかと日々感じていますので、地域の子育て家庭支援に力を入れていただければと思います。

それと、PTA活動の活性化です。平成23年度に東京都のPTA連絡協議会で60園の幼稚園、認定こども園にアンケートを取っています。そこで、PTA活動がこども園になって難しくなったとか、長時間短時間保育の保護者の連携が難しいなどの意見がありましたが、小学校に入ってからみんな一緒になりますので、こういったところから、少しずつ保護者の連携をとりながら、難しい

部分もありますが、力を入れていただければと思います。

【部会長】ありがとうございます。

【委員】私が個人的に強く思うのは、子どもの教育で一番に念頭に置かなければいけないのは、家庭での親と子どもが接するという部分がどこまで行っても基本となると思います。いろいろ耳を疑う事件が蔓延していますが、ほとんどは親としてどうなのかということが、根深く根底にあるのではと思っています。今回は、子どもの処遇をどうするかというのが話題の中心となっていますが、その裏には、家庭、親御さんが、一人の大人として子どもを育てる大人として、社会に適応し、子どもを育てているのが大きな問題で、昔に比べて希薄化しているのではないかと思います。習い事にしろ、幼稚園にしろ、保育園にしろ、丸投げして、家では何もしていない、小学校あたりでも、お金を与えコンビニでご飯をすましている家庭もあると聞いています。まずは親御さんが子どものためにどのようにしていくのか。今の時代ですので、男性も女性も仕事をもって働くことは当たり前の世界ですので、否定をするわけではないですが、まず子どもを育てるために、仕事ありきではなく、子どもをどのように育てるかという中に、自分たちの生活スタイル、仕事を選択することも大事な論点ではないかと思います。

これから先々のことを考えると、ますます少子高齢化が進んでいきますが、企業を経営している立場からすると、大きな問題になっています。一つは社員が高齢化していく、同時に仕事をする気力のある若者が減ってきています。子育てに置き換えた場合、子どもを預ける場所や、運動会に出にくい状況はありますが、その一方で、高齢な方がたくさんおり、企業としては65歳まで雇用義務がありますが、70、80歳になっても、元気な高齢者が山のようにいます。そういう方をうまく活用して、人生の大先輩ですので、場を扱うということで、いろんな知恵を持っている方もいますし、収入も多くは必要とされていないと思います。

日本全体のバランスを考えながら、子どもの日本の教育を全体的に考えていく必要があるのではないかと思います。そのためには、子どもの処遇だけでなく、もっと大きな視点で考えていくべきこともあるのではないかと、問題提起をさせていただきたいと思います。

【委員】先ほど委員が発言された中で、便利さだけではなく、子どもの視点でという話ですが、それに関して話したいと思います。

親からすると、便利で利用させてもらっている子育て支援で、「乳幼児医療証」という、病気で病院にかかってもお金を払わないでいいという制度があります。また、病児保育を整備していったらいいという話も出ていて、子どもが病気にかかっても仕事ができるように、お金がかからないようにという制度が出来上がってきていますが、そもそも子どもたちが病児保育を利用しないで済むように、幼児期の教育や保育を同時に考えていくことが重要ではないかと思います。

例えば、ある保育園で去年から今年にかけての冬、インフルエンザに罹った人数が極端に少なかったところがあります。公的な数値は手元にないのですが、お母さんたちの話を聞いてみても、非常に少ない。学級閉鎖もあったりする中でも、少ない状況でした。その保育園は、毎年少ないわけではないが、一保護者として何かあるのは思ったのですが、結局、一つの原因を特定することはできないと思いますが、保育園のやり方として特徴的なものがあるのか、そもそもそのような子どもたちが集まっただけかかもしれませんが、そちらの保育園では、他の幼稚園や保育園ではやっていないことをやっていることを知りました。子どもたちに寒い日でも薄着をする様に導いているようです。通常の施設ですと、着こませますが、薄着で外で遊ばせているそうです。たまたま、保育園

の子どもたちが遊んでいるところを見たのですが、寒い中で遊んでいて、体が熱くなったらすぐに脱ぎます。そういう教育がされているからです。他の保育園の子どもは着込んだまま遊んでおり、汗をかいても、着込んだまま遊んでいる。それで体が冷えて風邪をひくのではないかと思います。そういう教育が大事だと思いました。幼児期に自分の体を知って、体温調節も自分でやる教育を広く長い目でやっていけば、親だけが便利である病児保育などに頼りっきりでなく、子ども本来の強さを導くことにつながるのではないかと思います。なので、見逃しがちな点ではありますが、教育として重視していかなければと思います。

【部会長】ありがとうございます。乳幼児期の教育の考え方は、伝えていかなければいけないことはたくさんあると思います。幼稚園や保育園から、このようなことが大事だということを発信していくということは、これからの社会、ますます必要だと思います。時間的には女性の社会進出が進んでいけば、預かる時間も長くなります。ある程度の長さは園で考えていかなければいけないと思いますが、いわゆる預かるだけではなく、この時期の子育てに何が大切なのか、子育ての延長に保育があり、学校教育があることを、子育てとして考えていくところが、いわゆる「おばあちゃんの知恵袋」は機能的に縮小をしてきているので、組織立ったところでやっていかなければならないし、今までも幼稚園や保育園でやってきていると思います。ただ、幼稚園であれば、学校教育法に基づいて行っているし、保育園であれば児童福祉法に基づいているので、親の就労を支援していくことも重要となっていて、その中間にある認定こども園は、そのようなニーズとして生まれてきましたが、子育て支援を新たな第3の機能でもってきて、支援を発信していく、地域全体に発信をしていく、地域に入ってきた子どもだけではなく、実践を通じた発信をしていく必要があります。学校教育法と児童福祉法の限界と、これを超えるための新たな認定こども園ができているということは、社会から求められて来ています。教育というと机に座って、何かをしているとしか考えられないと思いますが、実は生活の中で、熱くなったら脱ぐということも体験の中で知ることを意識しながら発信をしていかないといけません。もちろん幼稚園や保育園でもやらないといけません。これから未知の世界となります。よろしいでしょうか。

【事務局】就学前教育・保育部会ではありますが、もう一つの部会で、議論をしている計画の中心となる意見もたくさんいただけたと思っています。親育ちの視点、地域での子育てについてもつながっていく意見をもらえたと思います。計画を作っていく中でも、就学前教育・保育だけではなく、地域子ども・子育て支援事業の方にも参考にさせていただきながら、反映していきたいと思っています。

(3) その他

【部会長】その他についてよろしいでしょうか。

【事務局】資料3のスケジュールについて説明いたします。8月5日に親会議を開催させていただきます。この際には、部会で議論した内容を報告させていただき、計画素案もできる限りの書き込みをして示していきたいと思っています。区立幼稚園の今後の方向性についても、今までの議論を踏まえた今後の方向性を報告させていただきたいと思っています。④の各種基準の報告もさせていただきたいと思っています。こちらについては、家庭的保育事業等の確認や運営等の各種基準の案を概要形式ですがお示しさせていただいて、ご意見をいただきたいと思っております。これについては、今まで資料として出していませんでしたので、8月5日の時に初めて出しますが、区としての考え方を示させていただければと思います。9月にもう一度、親会議を予定しています。10月3日に就学前教育・

保育部会を開催させていただき、10月29日に親会議を行い、計画の最終案を示していく予定です。年が明けて、この間にパブリックコメントなどを実施しますので、パブコメの結果を報告させていただきます。

【委員】5日の会議の各種基準の報告ですが、その様式は事前配布でしょうか

【事務局】事前配布に努めます。

【委員】お願いします

【部会長】以上をもちまして、終わります。ありがとうございました。

3 閉会